

発展途上国の社会福祉 —エチオピアの経験—

価値観と行動様式

農業国エチオピアにも近代化の波が押しよせ、次第に都市化の影響が現われてきた。しかし、基本的な価値観とそれにともなう行動様式は、ごくゆっくりした変化しかみせないものである。

この国では、他の後進国と同様に、社会福祉の発端である人間愛をなかなか実現できない。大多数の国民の日常生活は、貧しさや苦しさとの闘いの連続である。農民は、生活に必要なものすべてを自給しなければならない。このような中で、人びとは、自分が生き残るために精一杯で、他人の問題や福祉のことなどについて関心を持つてゐるだけの余裕がな

いのである。

個人を大事にするという原則は、社会福祉を効果的に実行していくうえで最も基本的な考え方である。しかし、エチオピアの社会では、この原則はまったく無視されているといつても過言ではない。アムハラ族の集団社会では、個人を尊重するどころか、むしろ、その抑制の方向をめざしている。

たとえば、子どもを育てるときでも、児童それぞれの個性の違い、年齢による差異といったものはまったく認められず、彼らは“子ども”として同一に扱われる。子どもたちは体をおおうために最少限必要な布地を与えられ、ある一定の年齢に達すると、家畜を世話し、畑で働き、家事の手伝いをしなければな



らない。彼らは、早く成長し、両親と同じ生活をしたいと願っている。

少女は、12~14歳という若い年齢で結婚し、子どもを産み、家事や育児を彼女たちの母親にならって行なう。少年たちも幼ない頃から父親の職業を見習うのであるが、もし、この規律を破り、他の職業についたり、街に出て学校に行こうとすれば、父親から、「悪魔に魅せられた」といって勘当されてしまう。

このように、児童の成長に関して、個人的特徴や特性は、ほとんど認められていない。

このことは、芸術の世界においても同じである。アムハラ族の音楽は単調で、一つの曲の大部分は、ある非常に限られた主題のくり返しによって成り立っている。美術の分野でも、デザインには表現の自由がみられない。つばなどの日用品や、教会内部の装飾の様式は、昔からの伝統的な幾何学もようであり、絵画にしても、そのテーマはキリストの生涯と、皇帝とその一族のものに限られている。

このように個性が認められていないということは、人間関係にも大きく影響してくる。

エチオピアの社会は、権威主義的な社会で

あり、人びとの価値は、その社会的・職業的な位置づけによって決定する。たとえば、どの村にも“貧乏人”と称されるグループがあるが、“貧乏”とは、経済的な状況というより、ある特定の身分を表わす概念となっている。ある人が、一度この身分に陥ってしまうと、その人の持っている個性とか、要求、可能性などはまったくかえりみられず、ただ“貧乏人”としてしか扱われない。そしてこの“貧乏人”には、身障者も正常者も、老人も若い人も、男も女もまったく同一の物質的援助が村のより富める人たちによって与えられる。

エチオピアの集団社会は、このような固定的・身分階級的な社会である。

権威主義は、服従と尊敬という行動形態をとつてエチオピアの社会に現われてくる。アムハラ族では、女子は10歳、男子は12歳になると服従と尊敬のための訓練が始まられる。

家庭においては、父親の存在は絶対的な意味をもつてくる。父親に対する尊敬はアムハラ族では最も重要な価値概念である。子どもは、父親の食事が済むまで、その近くに立つ

ていなくてはならないし、いつでも父親の行動を手本にし、父親の要求に対して敏感であることが期待されている。子どもの決定権はまったく認められていない。

女性の社会的地位、とくに家庭内における地位は非常に低い。女性が結婚するということは、出産と育児だけを意味している。主婦の決定権はなく、たとえば、部落の集会に参加するにも夫の許可が必要となる。夫が妻に対し暴力で罰することは普通のことであり、妻は、夫が仕事から帰ったとき、その足を洗わなければならない。

このような服従一支配の社会構造の中で、民衆はより偉い人に対して、徹底的に依存し、彼らが何かしてくれることを期待する。

また、文盲が多いため、非科学的な信仰も一般に流行している。

以上のように、権威主義的な社会体制の中で、服従と依存という生活態度が習慣となり、人びとは、自分で自分のことを決定することができなくなってきた。このことは、社会福祉を遂行していく上で、きわめて大きな問題である。

エチオピアの社会福祉

低開発国においては、膨大な当面する諸問題やニードの存在と、それに対応する社会福祉の諸施策とが、きわめてアンバランスなのが普通である。エチオピアにおいても同様で、この国には総合的な社会福祉の体系は存在していない。財政的な裏づけも貧しく、社会福祉の専門家の数も絶対的に不足している。現在までに、国立のハイレ・セラシェ一世大学社会事業学部は、修士10人、学士50人を送り出している。

この大学は、1959年に設立されたのだが、このころからようやくエチオピアにも社会福祉が実行され始めたといえるだろう。現在、政府が中心になって、保健衛生、児童福祉、地域開発などのごく限られた分野に、活動が展開されている。また、ごく少数ではあるが、民間の機関・団体も存在している。以下はエチオピアの社会福祉の概略である。

① 保健衛生、社会復帰

エチオピア国民の罹病率と死亡率は非常に高い。これに対し、病院の数は1935年にはわ

すか10カ所であったが、65年には77カ所となり、ベッド数も67年末には9,700床と大幅に増加してきている。しかし、財政上の問題、医師不足などに加え、病院などの医療施設のほとんどがアディス・アベバに集中してしまっていることは大きな問題である。

圧倒的多数の国民が住んでいる郡部に対する医療政策として、これまでにもいくつかの保健所が建てられ、4年間の専門教育を受けた衛生官によって、病気の治療と衛生教育による病気の予防が試みられている。この保健所は1965年までに約60カ所設立されたが、まだその数は十分でない。

エチオピアには、多くのハンディを負った人びとがいる。そのほとんどは、盲と身体障害である。盲になる原因はトラコーマである。児童の32.5%以上、成人の20%以上がトラコーマにかかっているという。

次に、身障者の多い原因として、まず、小児マヒ、結核、ハンセン氏病、奇型出産などがあげられる。さらに、家庭や農場で発生した事故が直接、身体障害に結びつく。というのは、エチオピアでは、病人を“看護”する

という概念がなく、けがの最初の段階での必要な治療、そのあと注意深い看護がまったく行なわれないのである。

このような障害者に対する施設として、盲人に對しては三つの盲学校があり、一般教養と職業科の授業を行なっている。

身障者には、1960年に発足した財団によって、多くの器具が提供されているが、1964年には国立のリハビリテーション施設が誕生した。そこは傘を製造する工場で、身障者は傘作りの技術を習得できると同時に、独立できるだけの給料を支払われる。彼らの住居はこの工場の周囲に集まっている。このような社会復帰のための施設は、アフリカではこれが最初のものである。

② 児童の福祉

この国の平均寿命は35歳と非常に低い。そのため、子どもが小さいときに両親が亡くなつて孤児になるケースが多い。また、学校や職場を探すため、村を離れ都会に出てきた少年たちが、期待を裏ぎられ身寄りのないまま“街路族”になってしまう。かれらは、物乞い、靴みがきなどで食を得て、夜は玄関や路

上で寝るのであるが、この少年たちの存在は大きな社会問題となってきている。1964年の調査によると、アディス・アベバには3,000人近くの街路族少年がいると報告されている。

このような児童福祉の問題に対処するため1964年には「家庭と児童のための福祉協会」が発足、福祉に欠ける児童とその家庭に対し食物、衣服、住居などを与えている。また、養護施設は、アディス・アベバに5カ所、地方には6カ所設置されているが、児童福祉はようやく緒についたばかりである。

③ 地域開発

国民の生活水準は低く、栄養、公衆衛生、環境衛生などの基礎的知識に欠けている。住居は測量などもしない原始的な構造で、郡部では丸木、都會では泥によって作られている。家族は一つの部屋で起居をともにし、田舎では家畜も同居する。下水の設備もないため伝染病が発生すればすぐに流行してしまう。

1960年、地域開発省は地域開発センターを設立し、地方から青年たちを集め、地域開発

の指導者となるための訓練を行なっている。これまでに200人の若者がここを卒業し、部落に帰って、汚水処理、農業構造改善、道路づくりなど大きな成果をあげてきている。また、学校のなかった村に、住民運動をおこし、村人の力で学校を作るなど、あらゆる種類の地域開発の課題にとりくんでいる。

また、全国に9ヵ所あるコミュニティ・センターも地域開発に貢献している。

さらに、民間団体では、YMCA、YWCAが少年、少女たちを組織し、宗教、スポーツ、手芸などを指導している。また、1931年に設立されたエチオピア婦人福祉協会は、婦人と子どもの問題を中心に地域で活動している。

④ 社会福祉事業法制

社会福祉の分野における法制は、きわめて貧弱で、みるべきものはほとんどない。

1961年に制定された公務員恩給法は、公務員の退職後の生活を一応保障している。

一般の民間労働者に対しては、雇用主の責任に関する民法典の規範があって、業務上の疾病、死亡に対して雇用主は全責任を負わなければならないと規定されている。

⑤ 社会福祉の課題と将来

以上、簡単に社会福祉の現状を紹介したがこのほかにも、保育に欠ける幼児に対する養子縁組制度、結婚カウンセリング、そして都会に激増している若い未婚の母親に対する施策など実施されている。しかし、さまざまな福祉の対策は、官民それぞれバラバラで統一されていない。このため、1964年にはエチオピア社会福祉協議会が発足した。この目的は、各種の社会福祉サービスの連絡調整とニードの調査などであるが、翌年秋には社会福祉会議を開くなど多彩な活動を展開し、大いにその活躍が期待されている。

社会福祉の専門教育機関は、前述したハイレ・セラシェ一世大学の社会事業学部だけである。社会福祉教育は、社会福祉の実践と深く関係している重要な部門であり、これから急速に充実されなければならない分野である。

現在、エチオピアの社会福祉に対するニードはきわめて大きい。健康の問題、若者たちの問題、都市と農村の格差から生ずる問題など解決しなければならない問題は山積みして

いるが、それに対する資源はあまりに少ない。したがって、他の後進国と同様に、すべてのニードが注意深く検討され、経済開発と結びつかない限り、これらニードを社会福祉の計画にのせることは困難である。一日も早く総合的社会福祉政策が実現し、国民の生活が向上することが望まれる。

R.F.Sedler, "Social Welfare in a Developing Country: The Ethiopian Experience"
International Social Work,

Vol.X No.4, October 1967, pp.1—12,
Vol. XI No. 1, January 1968, pp. 9—22,
Vol. XI No. 2, April 1968, pp. 36—44.

(根本嘉昭 全社協)